

亀岡市公告第95号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和8年9月16日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

1 縦覧期間

令和8年9月16日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課